

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、法令遵守に基づく企業理念の重要性を認識するとともに、変動する社会経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを最重要課題として位置づけております。その実現のために、株主や消費者をはじめ、取引先、地域社会、従業員等との良好な関係を築くとともに、現在の株主総会、監査役会、監査法人など法律上の機能制度を一層強化・改善しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱商事株式会社	511,100	5.44
株式会社八十二銀行	452,600	4.82
木下 博隆	279,488	2.97
赤羽 源一郎	275,170	2.93
関西国分株式会社	274,428	2.92
藤徳物産株式会社	274,428	2.92
旭松食品従業員持株会	258,742	2.75
佐々木 寛雄	257,402	2.74
熊谷 政敏	226,528	2.41
株式会社大乾	224,428	2.39

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記の他、当社は、自己株式229,105株を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

親会社及び支配株主を有しないため、該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
藤森 明仁	他の会社の出身者					△						
田中 健一郎	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤森 明仁	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。 [属性情報] 当社主要取引先である株式会社八十二銀行において常務取締役を務め、平成22年6月に退任しております。以降、同行関連会社の代表取締役を歴任し、平成25年6月に退任しております。	経営及び財務での豊富な経験と見識を当社の経営基盤の強化に活かすため。 [独立役員指定理由] 株式会社八十二銀行在職中に当社担当支店の支店長経験はありません。また、同行からの借入金は、借入金全体の64%を占めておりますが、金融機関からの借入は、総資産の6%程度であり、借入への依存度は低く、当社での議決権行使、事業活動や経営判断において金融機関からの制約を受けることは無いと判断しております。
田中 健一郎	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	法律に通じた専門家を選任し、法令遵守を徹底するため。 [独立役員指定理由] 専門的な知識・経験を元に当社の社外監査役を7年間勤められ、監査体制の強化に適切な助言をいただいております。また、当社との資本的関係及び取引関係などの利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から会計監査内容の説明をうけており、定期的な情報交換を行っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
狩野 拓一	他の会社の出身者							△						
伊坪 眞	税理士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
狩野 拓一		[属性情報] 当社主要株主及び取引先である三菱商事株式会社の業務執行者を務め、平成27年4月に退職しております。	他企業での業務執行者としての実務経験と食品分野における豊富な見識を経営全般の監視に反映していただき、有効な助言を期待できるため。
伊坪 眞	○	株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じる恐れが無い独立役員であります。	法律に通じた専門家を選任し、法令遵守を徹底するため。 [独立役員指定理由] 専門的な知識・経験を元に監査体制の強化に適切な助言をいただいております。また、税理事務所代表者であり、当社は当該税理事務所と取引がありますが、その額は僅少であり、このほか資本、人的関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与について、現在は行っておりませんが、経営上の重要課題として継続検討しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の年間報酬金額 60,750千円
監査役の年間報酬金額 14,110千円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬の額の決定に関する方針を定めており、その内容は取締役の報酬限度額を年額200百万円以内、監査役の報酬限度額を年額30百万円とし、株主総会において決議されております。また、個々の役員の報酬につきましては、責任と職務執行の対価として、毎年6月の取締役会及び監査役会において決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

取締役会運営の実用性を鑑み、取締役会に付議される重要事項についての事前説明、経営会議の内容、資料提供を社外取締役、社外監査役へ行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社では取締役、監査役制度を軸に、執行役員制度により経営意思決定及び業務執行の監督機能と業務執行機能を分離し、分権体制を明確にして公正な経営を実現するための企業統治を運営しております。その内容は、業務執行の主たる機関として全執行役員で構成する「経営会議」が月1回開催され、それぞれ与えられた権限に応じ迅速な意思決定を行っており、明確な分権体制が敷かれております。

監視機能においては、全取締役で構成する「取締役会」で、業務執行に対する意思決定を行っております。また、全監査役で構成する「監査役会」が設置されており、経営執行の監視監督及び取締役の職務執行の監査を行っております。

監査体制は、監査役の取締役会への出席、監査役会の開催(年間13回)、監査法人と監査役の連携など実効性のある活動を行っております。また、内部監査を行う「監査室」を設置し、内部統制監査を中心に巡回方式により実施しております。内部監査には適宜監査役が同行し、業務監査を行い、会計監査の立会いにより情報交換を行っております。さらに、監査室長を委員長とし、各部門から委員を選出した「内部統制監査委員会」を設置し、内部統制の整備及び運用状況を評価・検証し、必要に応じその改善を求めるとともに、委員会メンバーの業務知識及び財務会計知識の向上を図り、全社組織の業務効率化と人材育成を行っております。なお、会計監査は有限責任監査法人トーマツと会社法及び金融商品取引法について監査契約を締結しております。

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、法令が規定する額を限度額として賠償責任を限定する契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社では、取締役会、執行役員の各制度により意思決定と業務執行の明確な分権体制が敷かれ、監査体制も監査役会への情報提供、監査役会の開催、監査法人と監査役の連携、内部監査との協同巡回など実効性のある活動を行っております。現在、経営、法律、会計の分野において豊富な経験と専門的知見を有する社外取締役と社外監査役が助言と監視できるガバナンス体制が整っており、現体制を維持するものであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年6月5日に発送

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
その他	外部機関での株主優待に関する情報の掲載	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 業務運営の基本方針

当社では、次の企業理念、経営理念を経営の基本に置いております。

企業理念

「私たちは
お客様の生活文化の向上とともに歩み
より快適で健康な食生活を追求し
日々に新たに前進します。」

経営理念

「品質第一」
「参画経営」
「自主挑戦」

2. 業務の適正を確保するための取り組み

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として、代表取締役社長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンスの推進については、役員及び社員等がそれぞれの立場で自らの問題として業務運営にあたる。また、相談・通報体制を設け、社内においてコンプライアンス違反行為が行われようとしていることに気づいたときは、コンプライアンス委員長に通報(匿名も可、通報者保護)をしなければならないと定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、食品メーカーとして、食の安全・安心を提供できるよう食品安全マネジメント規格である「FSSC22000」の認証を受け、食品安全と品質管理の強化に取り組んでいく。また、万一食品事故が発生した場合は、代表取締役社長を本部長とした「食品事故緊急対策本部」を設置し、統括して危機管理にあたるものとする。経理面においても、各部門長の自律的な管理を基本としつつ、経理部門が計数的な管理を行うこととする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会、監査役会を毎月開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全執行役員が出席する経営会議を毎月開催し、業務執行に関する基本的事項等(ただし、取締役会専決事項を除く)にかかる意思決定を機動的に行うとともに、中期経営計画及び各年度方針・予算を立案し全社的な目標を設定し、目標達成に向け具体策を立案、実行状況の監督を行う。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規程に基づき、文書等の管理を行う。特に情報管理については、情報管理規程を別に定め、個人情報保護に関することも含め、明確に対応する。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社企業グループにおいても当社同様の内部統制システムを推進する。また、経営企画部長が関連会社担当として、その任にあたる。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件については事前協議を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、監査役は定期的に代表取締役と意見交換を行っており、必要に応じ対応を行う。

8. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めるものとする。なお、監査役は、会社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について、説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っていく。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは関係を一切持たない。このような反社会的勢力による不当要求に対しては、組織的に毅然と対応する。また、「旭松グループ行動基準」において法令を遵守し、健全な企業活動を行うことを定め、役員及び従業員に周知徹底していく。

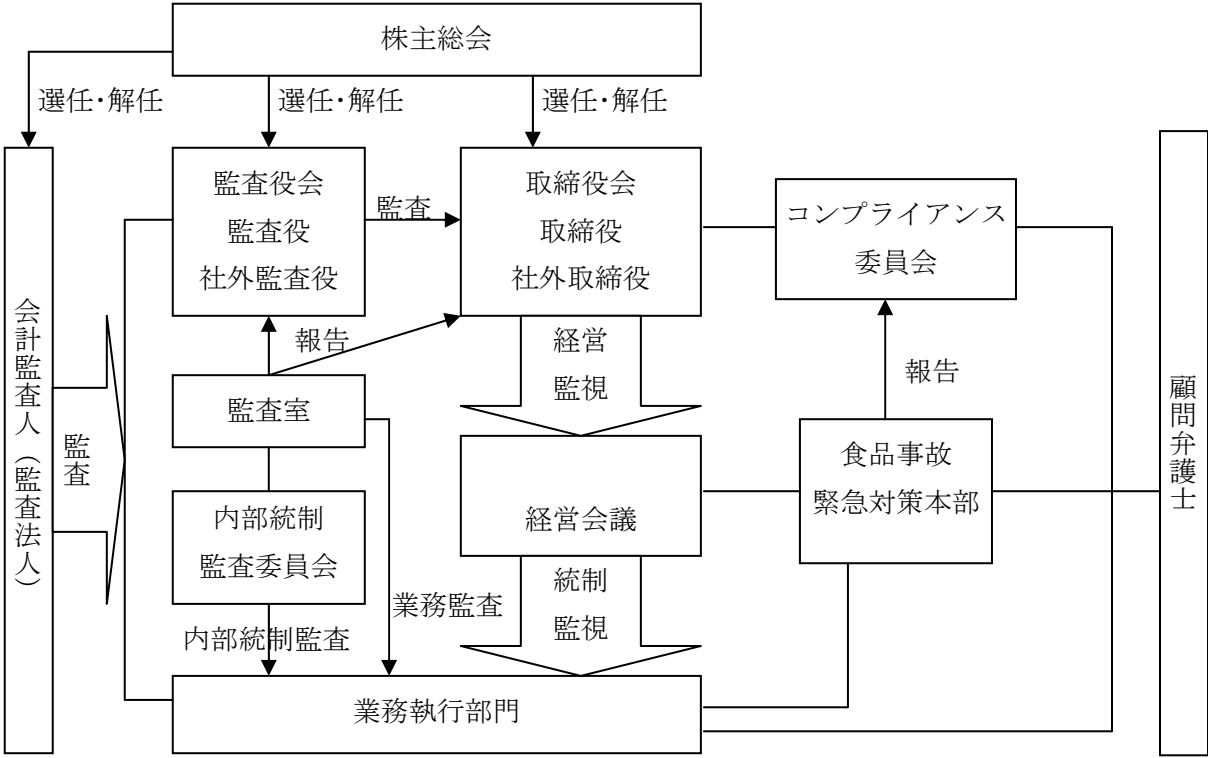
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(図表)



適時開示体制の概要（模式図）

